

## 安城市使用済マンホール蓋の販売要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市で使用した後に撤去し、不用となったマンホール蓋（以下「蓋」という。）の販売に関し、必要な事項を定める。

(販売価格)

第2条 蓋の販売価格は、予定価格以上とし、提示された最も高い購入希望額（第8条第3項後段又は第4項の規定により購入権利者を決定したときは、当該購入権利者の提示した購入希望額）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 予定価格は、蓋の性状等を踏まえ、市長が定める。

(蓋の仕様)

第3条 蓋は現状渡しとし、洗浄、再塗装等を行わない。

(販売方法等の公表)

第4条 市長は、蓋を販売しようとするときは、物品名、販売方法、申込期限、予定価格等を市公式ウェブサイトで公表するものとする。

(購入資格)

第5条 蓋を購入できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 安城市暴力団排除条例（平成24年安城市条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 安城市上下水道部職員

(購入条件)

第6条 蓋の購入条件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 自己利用を目的としており、営利を目的としないこと。

(2) 第三者への譲渡をしないこと。

(3) 購入者又は購入者の指定する者が、引渡場所から蓋を持ち帰ることができること。

(4) 引渡しを受けた後は、購入者の責任において蓋を管理し、蓋に生じた損害及びこれに起因して第三者へ及ぼした損害については購入者の責任において対応し、市長に求償しないこと。

(5) 蓋が不要になったときは、適切に処分すること。

(申込方法)

第7条 蓋の購入を希望する者は、安城市使用済マンホール蓋購入申込書（様式第1）により市長に申込みものとする。

(購入者の決定)

第8条 市長は、前条の申込みをした者のうち、予定価格以上で最も高い購入希望額を提示した者（最も高い購入希望額を提示した者が複数あるときは、市長が抽選により選定した者）を購入権利者に決定する。

2 市長は、第4条の規定により公表した申込期限の翌日から起算して7日以内に、前項の規定により決定した購入権利者に対し蓋の購入意思の確認を行うものとする。

3 市長は、前項の確認を行った結果、当該購入権利者に蓋の購入意思がないと判断したとき（当該購入権利者と連絡が取れないときを含む。以下同じ。）は、蓋の購入を辞退したものとみなす。この場合において、同一の蓋について予定価格以上で前条の規定による申込みをした者が他にあるときは、市長が別に定めるところにより、当該申込者のうちから新たに購入権利者を決定し、当該決定の日の翌日から起算して7日以内に、当該購入権利者に対し蓋の購入意思の確認を行うものとする。

4 市長は、前項後段の確認を行った結果、購入権利者に蓋の購入意思がないと判断した場合で、同一の蓋について予定価格以上で前条の規定による申込みをした者が他にあるときは、同項の規定に準じて購入権利者の決定、蓋の購入意思の確認等を行うものとする。

5 市長は、第2項から前項までの規定により蓋の購入意思を確認した購入権利者を購入者に決定し、安城市使用済マンホール蓋購入決定通知書（様式第2）（以下「決定通知書」という。）により当該購入者へ通知し、及び蓋の販売価格を市公式ウェブサイトで公表するものとする。

(購入の辞退)

第9条 購入権利者は、蓋の購入意思の確認後、決定通知書の交付を受けるまでの間に市長に申し出た場合は、蓋の購入を辞退することができる。この場合において、当該購入権利者は、市長が別に定める日までに安城市使用済マンホール蓋購入辞退申出書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(契約の成立)

第10条 市と購入者との間の蓋の売買契約は、購入者が決定通知書の交付を受け

たときに成立するものとする。

(売却代金の支払等)

第11条 市長は、蓋の引渡し時に購入者に対し売却代金の納入の告知をし、購入者は売却代金を支払うものとする。

(引渡し)

第12条 蓋の引渡場所は、市長が指定する。

2 蓋の引渡しを受ける者（以下「受領者」という。）は、引渡時に決定通知書を提示しなければならない。

3 蓋の積込み、運搬その他の引渡しに要する費用は、購入者又は受領者の負担とする。

4 受領者は、蓋の引渡しを受けたときは、安城市使用済マンホール蓋受領書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。